

# － 変更申請対応 －

既に提出済の申請書について、原則変更することはできませんが、整備予定の設備・機器が入手困難などでやむを得ず変更が必要になった場合の対応は以下のとおりとします。

No	項目	変更内容	対応	
			審査中	審査終了以降 (11月以降)
1	消費電力	同等以上（更新前の設備・機器よりは下がるのが条件）	事務局に事前に相談・連絡の上で書類の差し替え	事業費が上がったとしても、補助金の交付は交付決定額の上限となります。（型番等の変更については事業実績内訳書の備考欄に記載）
	金額	上がる		
2	消費電力	変更なし		
	金額	上がる		
3	消費電力	同等以下	原則、変更の手続き不要（型番等の変更については事業実績内訳書の備考欄に記載）	
	金額	同価格以下		
4	消費電力	上がる（更新前の設備・機器よりは下がるのが条件）		
	金額	変更なし		

※交付決定後は、募集要項やFAQに記載のとおり、原則として、補助対象となる設備等の機種・設置場所等を申請書記載のものから変更することはできません。  
※メーカー変更や型番変更については、変更前の設備・機器と同等品であれば変更の手続きは不要です。事業実績内訳書にその旨を記載してください。次ページの記入例を参照してください。

# － 変更申請対応 事業実績内訳書記入例 －

## (2) 導入した設備等 (全事業について記載が必要)

No.	設置場所	型式	種別	台数 (台)	台数 (灯/台)	消費電力①※ (W)	消費電力②※ (W)	備考
1		変更後の型式				変更後の消費電力		型式： 消費電力①： 消費電力②：
2								型式： 消費電力①： 消費電力②：
3								型式： 消費電力①： 消費電力②：
4								型式： 消費電力①： 消費電力②：
					合計	0	0	

変更前の型式  
変更前の消費電力

型式：  
消費電力①：  
消費電力②：

型式：  
消費電力①：  
消費電力②：

交付申請時から型式が変更になった場合のみ変更前の型式と消費電力を記入